

令和5年度

第7回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年9月 11 日

多良木町農業委員会

令和5年度 第7回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年9月11日(月) 午前9時

2 場所 2階 庁議室

3 出席委員

1番	田中 英一	2番	田嶋 英功	3番	本田 茂	4番	川邊 優二
5番	北崎 義郎	6番	川越 恒子	7番	源島 伸次	8番	井上 成二
9番	福屋 豊	10番	中村 一浩	11番	武藤 和弘	12番	西野 幹秀
13番	尾方 隆博	14番	中神 久一郎	15番	岩野 満	16番	塙塚 一博
17番	松岡 忠治	18番	猪口 秀利	19番	舟守 隆	20番	星原 幸広

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚住 雅彦	係長	赤川 和幸	主事	一川 貴史		
----	-------	----	-------	----	-------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第4 議案第21号 非農地証明願に対する判断について

日程第5 議案第22号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第6 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様ご起立をお願いいたします。おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまでの本総会を事務局にて着座にて進めさせていただき

ます。よろしくお願ひいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立しております。それ
では、ただいまより、令和5年度第8回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会にあ
たり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さん、おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございました。それでは、会議規則第4条の規定により、会長は、総会の
議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中
会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 はい。それでは座させていただいて議事を進めさせていただきたいと思います。日程第1、
議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員に、5番の北崎委員、7番の源嶋
委員の指名をいたします。よろしくお願いします。続きまして日程第2、議案第19号、農地法
第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。本件に
ついて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

ます。位置を説明させていただきます。久米小学校から南に〇〇〇メートル、中山運動広場入り口道路の西側の農地です。申請のあった農地は、次の議案の第5条申請と関連しており、分筆された残りの残地を今回譲受人が取得するということになっております。1ページにお戻りいただき番号3の説明をさせていただきます。番号3、当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、地目は登記現況とも〇、面積は〇〇〇平メートルです。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては5ページをご覧ください。5ページ地図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置につきましては、番号2でもご説明いたしました農地の東側に隣接する、土地で、こちらの農地につきましても、次の議案の5条申請と関連しており、分筆された残地を、今回の譲受人が取得するということになっております。以上で説明を終わります。

○議長 はい、続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○2番委員 はい、2番。

○議長 はい、2番。

○2番委員 議案第19号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回、3件の申請がありましたが、先週6日金曜日に、15番岩野委員、16番塙塚委員、2番私で調査いたしました。番号1の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項の規定する不許可の要

件に該当せず、許可要件を満たすということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は、〇〇〇〇〇〇円で、10 アール当たり〇〇〇万です。続きまして、番号 2 を報告します。番号 2 の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は〇〇〇〇〇〇円で 10 アール当たり〇〇〇万円です。続きまして、番号 3 を報告いたします。番号 3 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしていることで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は、〇〇〇〇〇〇円で、10a 当たり〇〇〇万円です。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま本件について事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○6番委員 6 番。

○議長 はい、6 番。

○6番委員 6 番。土地の売渡し価格なんですけれど、畑で、単当たり〇〇〇万というのは、ちょっと高いんではないかと思うんですが、どうしてこういう形になったのか何か理由が、あったんではないかと思ってお尋ねいたします。

○事務局長　はい、事務局長。今回こちらの申請箇所につきましては、次の議案に農地転用がありますが、1筆を農地と宅地に分筆するため、全筆を宅地の値段で購入されているとのことでございます。

○6番委員　6番。

○議長　はい、6番。

○6番委員　2番と3番については、宅地ということを踏まえての取引となったので、反当たり○〇〇万円っていう金額に想定されたんではないかということで理解してよろしいでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局長　はい、事務局長。価格算定の経緯までは詳しく聞いておりませんが、恐らくそうではないかと思います。

○6番委員　6番。価格自体に変動があると、理由がはっきりしない場合は後のいろんな農地交渉事に問題が出てくると思いますので、次回の総会までに詳しい経緯の確認をしていただいて、報告をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○事務局長　はい、事務局長。

○議長　はい、事務局長。

○事務局長　はい。こちらの価格の算定経緯につきまして詳しく聞き取りをさせていただき、次の総会で報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長　ほかに。ございませんでしょうか。ないようでしたらお諮りをいたします本件についてござ

異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、

議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、を議題

といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第3、議案第20号の説明をさせていただきます。配付しております

議事日程表6ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第3、議案

第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとお

り、農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての

副申意見を決定するものでございます。今回は2件の許可申請がっております。番号1、当

事者住所氏名、譲渡人、○○○○○番地、○○○○外2名。譲受人、○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○、○○○○。申請物件、大字○○○○○○○、地番○○○○番○、外○筆の計○

筆。地目は登記現況とともに○、面積計の○○○平方メートルです。権利の内容、転用の理由、

施設の概要につきましては記載のとおりです。現地につきましては7ページをご覧ください。

7ページの地図では、黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。久米小

学校から南に約○○○メートル、中山運動広場入り口道路の西側にある農地です。転用者は○

境の保全の四つの要件を満たす必要がございまして、防災施設の設置等の措置が講じられています。許可の基準となっております。以前よりこちらの土砂保管場につきましては、農業委員の皆様からも災害等の未然防止ということで、委員の皆様がそれぞれ危惧をなされていましたかと思いますが、今回、この林地区開発許可が申請されたことによりまして、そういった面ではより一層、県のほうで見ていただいて強化されていくということとなります。次に、裏面をご覧ください。裏面には今回の用地図の位置を示させていただいております。赤で着色した箇所となります。次に、2枚目の別紙をご覧ください。2枚目には今回の計画縦断図を添付させていただいております。図面右側のボックスカルバートと記載がある箇所が県道人吉水上線の箇所でございます。こちらを約2.2%の勾配で県道を横断した後に、約5メートルの落差のある2%の勾配で、三方水路により球磨川に流入するという計画になっております。次に、2枚目の裏面をお願いいたします。裏面は全体の縦断図となっております。上から2段目の右側のほうに、開発区域外と記載しておりますが、こちらが先ほど計画平面図でお話ししました相続が出来てない農地となっております。こちら相続が出来ていない農地につきましては先ほども少しお話ししました民法のほうに規定されておりまして、相続が出来ていない土地などにつきましては相続権者の共有財産ということになっております。また民法では共有財産には変更を加えることは出来ないとされておりますので今回の計画では、県道から約425メートル付近から安定勾配の土羽で切下げまして、相続が出来ない農地のところは何も取り扱わないということになっておりまして、開発区域外が終わりましたところ約480メートル付近からまた安定勾

配の土羽で切上げていくという計画になっております。また、こちらの縦断図から、全体の盛土高を計算してみると、大体平均して約 20 メートルの盛土が今後なされるという、ことが見えてまいります。今回の申請につきましては代替地の検討や転用行為を行う必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みがあること、また、周辺農地に係る営農条件への不利が生じないことが見込まれることを確認しております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続きまして事前調査の報告をお願いいたします。

○15番委員 議案第20号、農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、先週の6日金曜日に、2番田嶋委員、16番塙塚委員、15番私で調査いたしました。番号1につきまして、先ほど説明された箇所になりますが、農地の区分は農振農用地区域外農地で第1種農地となります。農地法施行規則第33条の第4号による、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常の生活上、または、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されているものとして、立地条件を満たしているものと考えます。また、一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には、該当しないと思われますので、一般基準も満たしてもいると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。番号2つきまして、先ほど説明された箇所になりますが、農地の区分は、農振農用地区域外農地で、○○○○○○○○は第1種農地、○○○○○○○○及び○○○○○○○○○は、第2種農地となり

ます。第2種農地につきましては、立地条件を満たしているものと考え、第1種農地につきましては、農地法施行規則第35条の第5号の既存の施設の拡張に該当するものとすると判断し、立地基準を満たしているものと考えます。一般基準においても、農地法5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には、該当をしないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。以上、報告を終わります。

○議長　はい。本件について事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○3番委員　3番。

○議長　はい、3番。

○3番委員　3番、本田です。今、事務局長から説明ありましたけど、○○さんと会う機会がありまして、いろんな意見を聞き、言わされました。局長が今説明されたように、1か所ですね。前回のときに、登記が出来ないということで本人さんたち、○○さんにしたら、何か○人兄弟、○人ですかね、○人の○番下の妹さんが○○のほうにおられて、その人がちょっと印鑑を渋つておられるわけじゃないんですけど、ちょっと待ってくれちゃうところで今出来ないという状態なんですが、○○○○○○さんにしたら何千万か知りませんけど、現在までに出資されて、そこだけ残して、皆様前回ご覧のとおり、もう大分埋まってますよね。ああいう中で、そこだけを残すのは、仕事上支障が出ますということでした。また、相続の出来ていない土地につき

ましては、1月ぐらいだったら印をいただけるかもしれないということで報告されました。○○さんから多良木農業委員会の皆さんにお礼を言いたいのは、県道から下の○○さんの圃場が5条申請、転用が出来ましたので、それを皆さんに、お礼を言ってくださいとのことでした。

ただ、その上のまだ相続出来てないところが途中ですので、あそこで○○さんにしたらどうか、早くしたいんですけど今、局長が言ったように民法に関わる問題ならばちょっと手が出せないところもありますので、多良木町農業委員さんたちにそこのところをはっきり分かってほしいということで言われました。現地確認のおりに○○さんの説明で、大久保台地からの排水があり、その排水が今回土砂置場の奥にある集水枡に溜まり、それを土水路で○○さんの田んぼの方に県道を横断して出るようにしてあり、何年か前から大雨時には水路から越水していたという経緯があり、今回、県道の南側を含め5条申請が出来たので、許可が下りしだい工事に取かかり、新しい排水路を設置するので、その心配も無くなるので、皆さん方に、くれぐれも、お礼を言ってくれということでした。これから先も期間はかかるかもしれません、いろいろ相談されると報告をしておきますが、本人さんに言わしたら○○さん、○人相続されてない方の上、○人の兄弟さんたちの印鑑をもらっていたら非農地申請はできないか、その○○さんが非農地申請出来たら開発出来ないだろうかということを事務局のほうにお尋ねくださいとのことでしたので、そこのところを魚住局長から皆さんに説明していただければと思います。よろしいでしょうか。何か、取り留めのない話ですみませんけど。そういうことです。現状は、何遍も現場見たんですけど、出来たらその上を、農業委員さんたちに見ていただきたいとは要

望を言っておられました。以上です。

○議長　はい、事務局から。

○事務局長　はい、事務局長。今、本田委員からお話をありましたが、この件につきまして9月1日に〇〇〇〇〇〇のほうから町長に非農地判断をいただきたいという旨の申入れがありました。非農地判断につきましては前回の総会その他の部分で委員の皆さんにお話をさせていただき、多良木町農業委員会としては非農地として判断しないという、意見をいただいたところですがございますが、そもそも今回の案件につきまして、相続が出来てない土地というものはどういうものかを、民法で調べてみました。民法では相続が出来ていない土地につきまして、相続権者が3人いれば3人、4人いれば4人の方々の共有の財産であると明記されております。では、共有の財産とはどういうものかというものをさらに民法で調べてみました。民法の規定によりますと、この共有の財産というものは、共有者それぞれに権利があるものなので、この財産については共有者全てが同意しないと、変更はしてはいけませんということが明記されております。これを踏まえて、今回、農業委員会において株式会社佐藤からの申し入れのとおり非農地判断をした場合、農地を農地じゃない地目にしてしまいますので、地目に変更が生じることとなり民法の共有財産に規定される内容の変更を加えることが出来ないということに触れてしまう恐れがあります。また、非農地判断した場合、その後に登記をしなければなりませんが、登記法では、登記ができる者は所有者と明記されております。今回の場合、既に相続が発生しているため、土地の名義人の方はお亡くなりになられていることがわかります。ですので、登記で

きる者は所有者と記載されている以上、ご健在である誰かが相続しないと登記することはできません。ですので、今回の案件につきましては相続権者の誰かが相続する必要がございます。相続予定者の方が代表相続者となり、相続権がある共有者にそれぞれの共有分を私にくださいという承諾を得る必要があります、それを証する書類が必要となります。今回、相続が出来ていな一筆につきましては、名義人のお子様となる相続権者が○名おられ、そのうちの○名の方が既に亡くなられているため、その子供さんにも相続権が発生している状況でございます。亡くなられた方には○名のお子様がいると聞いておりますので、現在○名の共有財産ということとなっております。その共有者○名の中の○名の方からの承諾が得られていないということでござりますので、事務局といたしましては民法に定める共有財産に変更を加えることが出来ないと判断し、非農地判断を行うべきではないと考えております。以上です。

○3番委員 3番。

○議長 はい、3番。

○3番委員 3番、本田です。多良木の農業委員会事務局で法律とか、全然私たちも分からぬことを探べていただきたいんですけど、その○人の方で○○○○さんが亡くなられる、その子供さんの印鑑はもうもらってあるということで、○さんも、反対じゃないんですけど、○○○○○○さんが亡くなられて○年したらという、何か条件を聞いております。私のところに来られるので、そのところはですね○○さんに魚住局長の方からちゃんと言っとってください。私たちには法律に詳しくなく、農業のことしか知らないものですから。詳しいことはそうゆうこと

ですが、○○さんから農業委員の皆さんにお礼を言っておられました。先ほど言った○○さんところ、県道から下はですね、早く排水せんとまた、もしも大雨が降ったりしたときには横の溝があふれるので、今度排水は造られるんですけど、それと大久保台地の水のことはよかですね、あそこは出てくることになってるみたいですね。大久保台地からの水を田まで引くというのがあったと思います。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい、今、本田委員のほうから大久保台地の水という話がございましたがお配りしております A3 の計画平面図で肌色に着色されている上の箇所に少し見えづらいんですが点線で四角い箇所が記載されております。こちらに、大久保台地の五、六枚分の農地の排水が流れてくるように作られておりまして、今、本田委員が言われた、大久保台地の水というのは、その水がそこに集中してくるものですから、この水を下の集水枡で受けて、用排水路をとおり、今まで県道を横断して○○さんの農地ここでは A 地区と書いてございますが、この下流側、自動車学校側の農地のほうに来てたという話でございます。今回の計画では、こういった大久保台地の水またこの土砂置場の水につきましては、新たに県道に横断暗渠を敷設し、排水対策をとられます。ただ今回敷設した排水路で大久保台地からの水を全部球磨川に放流してしまいますと、下流の○○さんの圃場に水が無いということになりますので、既に土砂置場となっております箇所の 1 番下の部分には、有孔管という穴の開いた管が布設してあります、元の田面

に染み出てくる水を拾い集めて、現在敷設してある横断暗渠で横断して、下流域の農地のほうに水を流すという計画もなされているところでございます。以上です。

○議長　はい、3番本田委員よろしいでしょうか詳細については、事務局のほうで取りまとめて、〇〇〇〇〇〇〇のほうに、通知をするということでよろしいでしょうか。

○3番委員　はい。

○事務局長　事務局長。

○議長　はい、事務局長。

○事務局長　今、議長より〇〇〇〇〇〇〇へ通知するとの話がございましたが、通知の部分の説明が抜けておりました。通知につきましては、〇〇〇〇〇〇〇から申入れがあっておりましたので、前回の総会で皆様から意見を徴しました後、農業委員皆様の意見を町長と協議し、事務局で通知文書を作成しまして、9月15日付けでその旨を記載した内容を通知させていただいております。

○議長　はい、ほかに。

○7番委員　7番。

○議長　はい、7番。

○7番委員　はい、今まで具体的に、本田委員また事務局から説明がありましたわけすけども、やはり各法令とか条例にそういう許可の条件に一致していたら許可せざるを得ないと思いますけれども、なにせ私も地元でありますし、想定外の災害等もありますので、ただ私としては、

若干心配をしているところでございます。そういうことで、別に具体的な質問はないわけですが
けども、何か想定外の事故があったときのことをちょっと心配しているというだけのことです
ざいます。以上で終わります。

○議長 はい、ほかにございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ござ
る異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第4、議案第21号、非農地証明願に対する判断について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

ジに記載させていただいております。まず 11 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。槻木小学校から西に直線距離で約〇キロメートル、県道中河間多良木線を宮崎県小林市方面に向かい、平谷川を隔てた箇所となっております。また 12 ページでは、黒枠で囲んだ箇所となっております。今回、非農地証明願があった農地につきましては、令和 2 年 7 月豪雨災害、昨年の 9 月の台風 14 号により、河川に近い農地につきましては河川の氾濫により浸水、土砂等の流入がになっているようなところでございます。また、山側の農地につきましては、転石や土砂の流入がっており、令和 2 年の 7 月豪雨以降はなかなかそういった状況でございまますので、作付が出来ていないということでございます。今後も農地として維持していくのが困難であるため今回、非農地の判断をいただけないかということで、ご本人様より申請がありました。なお、今回の申請のあった農用地につきましては、全て農振農用地区域外農地で、交付金等の対象農地でもございません。また基盤整備事業実施地区では、ない箇所でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続いて事前調査の報告をお願いします。

○16番委員 16 番。

○議長 はい、16 番。

○16番委員 事前調査の報告をいたします。10 月 6 日金曜日に、2 番田嶋委員、15 番岩野委員、16 番私、事務局より魚住事務局長の 4 名で、事前調査を行いました。番号 1 につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、河川に近い農地は氾濫時に流入したと思われる。土砂や

流木があり、山に近い農地につきましては、転石や山からの土砂の流入、また、一部においては、山林の様相を呈していました。今回、申請があった土地を農地として復元したとしても、今後の豪雨災害により、再度、土砂などの流入が考えられ、農地として継続して利用出来ないと思われます。よって、非農地証明の基準、3のイ、その土地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと見込まれます場合に該当すると思われますので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。報告を終わります。

○議長　はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○6番委員　6番。

○議長　はい、6番。

○6番委員　すいません、ここの図面を見てたら、間にも土地があると思うんですが、ここも、一応、農地となってるんでしょうか。それと、多分、同じような状態だとは思うんですけど、その状態を教えていただきたいと思います。

○議長　はい事務局。

○事務局長　はい。間に記載がある農地につきまして今回申請のあった所有者の方の農地ではございませんが、登記上はまだ田の状況でございます。状況につきましてはやはり河川に近いほうは、令和2年の7月豪雨で河川上流の山が崩れておりまして、河川全体に土砂が流入し、深さ

が大分浅くなっています。そういった状況から、土砂の流入、また氾濫時の水の流入が
あっているような状況でございます。ただ、今回申請があった以外の農地につきましては、ど
ちらかというとそれ以前よりつくられていない森林の様相を呈しているようなところが多く
ございまして、今後、そういった農用地も調査をかけて、ご本人さんがご健在であれば、非農
地の方法をご紹介してお話し進めていく必要があると事務局のほうでは考えているところで
ございます。ただ、槻木地区につきましては、そういうところが、多くあるものですから、よ
く調査をした上で、そういったところがあれば、進めていきたいというふうに考えております。
以上です。

○6番委員 6番。

○議長 はい、6番。

○6番委員 はい、よく理解出来ました。できれば、早期に非農地判断をして、農地等の適正な面
積が把握できるような状態になればと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異
議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議がないようですので、本件は原案通り、非農地として認めることといたします。
続きまして日程第5、議案第22号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、
を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、それでは 13 ページ目をお開きください。日程第 5、議案第 22 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 5 年第 10 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項の規定による別紙計画書について、10 月 2 日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。別冊のほうをご覧ください。別冊の 1 ページ目、令和 5 年第 10 回農用地利用集積計画総括表をご覧ください。まず、利用権設定の賃借権でございます。再設定が 10 件、田が 2 万 9418 平米。畑が 1033 平米。計の 3 万 451 平米となっております。2 年が 1 件、3 年が 2 件、5 年が 1 件、8 年が 3 件、10 年が 3 件となっております。賃借権の合計が 10 件で、田が 2 万 9418 平米。畑が 1033 平米。合計の 3 万 451 平米となっております。続きまして、利用権設定の使用貸借権でございます。新設定が 1 件で、田が 1863 平米。計の 1863 平米となっております。5 年が 1 件です。続いて、再設定が 2 件で、田が 2360 平米。畑が 682 平米。計の 3042 平米となっております。3 年が 1 件、5 年が 1 件となっております。使用貸借権の合計が 3 件で、田が 4223 平米。畑が 680 平米。合計の 4905 平米となっております。続いてすぐ右側の所有権移転分でございます。公社買入れ分が 1 件で、田が 7006 平米。計の 7006 平米。公社売渡しが 1 件で、田が 1953 平米。計の 1953 平米です。所有権移転の合計が 2 件で、

田が 8959 平米。合計の 8959 平米となっております。こちらの所有権移転分についてご説明をいたします。まず 7 ページ目をお開きください。公社買入れ分でございます。番号 1、所有権を移転する農地の所在、大字○○○○○、地番○○○○○、地目○、面積○○○○平米。ほか、○筆の計○筆で、合計の○○○○平米となっております。所有権を移転する者、○○○○○○○○○○、○○○○○。所有権の移転を受けるもの。熊本中央区水前寺 6-18-1、公益財団法人熊本県農業公社。対価○○○○○○○○○○、10 アール当たり○○万円でございます。対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。こちらの最終的な買い手のほうが、○○○○○の○○○○さんでございます。続いて、次の 8 ページをご覧ください。公社売渡し分です。番号 1、所有権を移転する農地の所在、大字○○○○○、地番○○○、地目○、面積○○○○平米。所有権を移転するもの。熊本市中央区水前寺 6-18-1、公益財団法人熊本県農業公社。所有権の移転を受けるもの。○○○○○、○○○○○。対価○○○○○円、10 アール当たり○○○○○○○○円、対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。もともとの所有者が○○○○さんでございます。

以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項に定める農用地利用集積計画の農地の効率的利用、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上説明終わります。

○議長 はい、ただ今説明がありましたが何かございませんでしょうか。

○3番委員 3番。

○議長　はい、3番どうぞ。

○3番委員　3番、本田です。水田の単当たりの単価がどうしてもあさぎりのほうが高いようですが、立地条件にもよると思いますけど、やっぱり私たち農業委員としてはですね、売ってくれと言わればやっぱり高く売りたいんですがなかなか相場が今、多良木の場合だいたい50万平均で、私もうちの地区の方が、岡原の竹野というところに、田んぼをお持ちで、多良木の農業委員会では出せませんので知り合いの岡原の農業委員に頼んで売買されたらやっぱり反の70万でということで、なぜ、高い単価で取引されるのかをあさぎりの扱い手の方に聞いたら、やっぱりやる気のある扱い手、やる気ある若い人たちがいるところは高くなるんでしょうと言うところだったんですよ。私たち多良木で、もしもそういうふうに、なるだけ高くでと思っても、相場どれくらいかなって言われば、そのところはやっぱりあさぎりに合わせくれって言いたいですが、なかなか言われないことなので、そういうことで、あさぎり全体、こういう70万という、単価が出るんですかね。事務局で分かりますか。

○各委員　(聞き取れず)

○議長　多良木の平均は50万円より高いですが、○○さんだけが50万で買われるだけで。

○3番委員　できるだけやっぱ高く買っていただくようにしなくてはいけないかなと思っておりますが、それでもあさぎりは10万円高いですね。これは行政行政で違うと思いますが。

○議長　地区毎の単価を出してみないとわからないんですけど。

○3番委員　そういう単価表を事務局で作成してください。

○係長 最近の分で、味岡さんを除いた分の平均を出しまして来月の総会でもご報告させていただきます。また、こちらの〇〇さんにつきましてはですね、後継者の方もいらっしゃって、その農地を規模拡大したいという、かなり拡大志向のある農家さんですので、〇〇さんにおかれましては、〇〇の農地を多く買っていただいております。〇〇〇〇のほうでは、結構、農地の奪い合いではないんですけど、そういうしたものもあってるという話をちょっとお聞きもしますので、そういう形で、〇〇〇〇の方は結構高めの値段設定をされてらっしゃるのかなというところも、考えるところでございます。よろしくお願いします。

○議長 はい、農地の売買の価格についての詳細は、次回の総会で事務局のほうより取りまとめて報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。ほかにございませんか。ないようでしたらお諮りをいたしたいと思います。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続いて、日程第6、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたします。本件について事務局よりお願ひいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、14ページ目をお開きください。日程第6、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による、小作地の合意解約の報告について、令和5年8月28日から令和5年9

月 25 日まで分となっております。今回から、皆様方の議案に合意解約後の農地の相手先等を記載させていただいております。まず番号 1 でございます。こちらについては、今まで、○○○○○さんが、表作をつくられて、裏作を、○○○○○のほうがつくられて、公社を通して借りられておられました。それが、○○の分については、今後は自作、○○○○の部分については、○○○○さんが耕作するということになっております。続きまして、番号 2 でございます。こちらにつきましては、やはり表作が、○○○○○さん、裏作が○○○○○さんがつくられておられました。こちらにつきましては、解約後は○○さんが全筆自作ということになっております。続きまして、15 ページ目でございます。3 番と 4 番ですけども、こちら、皆様方に議案を発送した時点では、○○○○さんが耕作することとなっておりましたが、本日の総会前に次の耕作者の変更連絡がありましたので、総会資料に記載してある○○○○から○○○○さんに変更をお願いします。続きまして番号 5 でございます。こちらにつきましては、先ほど、農地法第 3 条及び第 5 条でありましたけども、○○○の○○○○番○につきましては、解約後、○○さんのほうが分筆して買われるということになっております。一部は農地法 5 条により、○○さんの宅地のほうへ転用となっております。以上報告終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 はい。ないようでしたら報告第 6 号はこれで終わりたいと思います。続いて日程第 7、次

回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査を 11 月の 9 日、9 時より、行
いたいと思います。その時の調査委員に、3 番の本田委員、4 番の川邊委員、17 番の松岡委員
を指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、お願ひいたします。総会は 11 月の 10 日、午前 9 時より、計画をしておりますが、
よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい、それでは事前調査を 11 月の 9 日、午前 9 時、総会を 11 月の 10 日、午前 9 時より
行いますので、よろしくお願ひいたします。これで本日提案された議案並びに報告事項は全て
終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただ
くことをご了承ください。これで第 8 回の総会を閉じたいと思います。大変皆さん方、お世話
になりました。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令
和 5 年度第 8 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記